〇国立大学法人埼玉大学国際室規則

平成24年11月22日 規 則 第 4 9 号

改正 平成27. 7.23 27規則15 平成28. 3.29 27規則80 平成28. 3.17 27規則77

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉 大学(以下「本学」という。)に、国際室を置く。

(目的)

第2条 国際室は、国際本部の業務遂行を支援し、関連部署との連携を図ることにより、本学の国際化に貢献することを目的とする。

(業務)

- 第3条 国際室においては、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 国際本部の運営に関すること。
 - (2) 国際企画室の運営に関すること。
 - (3) 国際開発教育研究センターの運営に関すること。
 - (4) その他本学の国際関係業務の支援に関すること。

(組織)

- 第4条 国際室は、次の者をもって構成する。
 - (1) 室長
 - (2) 国際主幹
 - (3) 事務職員

(室長)

- 第5条 室長は、学長の指名する者をもって充てる。
- 2 室長は、国際室の業務を掌理する。

(国際主幹)

- 第6条 国際主幹は、学長の指名する者をもって充てる。
- 2 国際主幹は、命を受けて、国際室の所掌事務に係る重要事項に当たる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成27. 7.23 27規則15)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3.17 27規則77)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3.29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。